

# ロシア知的財産権ニュースレター

## 2014 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2014 年度内に 4 回発行する予定です。

### 1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2014 年 6 月～2014 年 8 月分)

#### **連邦反独占局、不正競争と広告法違反の境界を明確化**

6 月 25 日、連邦反独占局が最高商事裁判所の法的見解(2012 年 10 月 8 日付最高商事裁判所幹部会決定第 58 号)に従って書簡を発出した(2014 年 6 月 25 日付連邦反独占局書簡第 AK/25319/14 号『連邦法「広告について」と連邦法「競争保護について」第 14 条の相互関係について』)。本書簡によると、真実ではない情報、消費者を混乱させる情報、不正競争の要素を含む情報が広告という形式のみで広められた場合、当該情報は広告法違反とみなされる。しかし、当該情報が広告としてのみではなく他の方法によっても広められた場合、この情報は不正競争関連法規違反とみなされることになる。

#### **最高商事裁、著作権集中管理団体が参加する訴訟に関する見解を提示**

最高商事裁判所は下級裁判所に対して以下の見解を示した(2014 年 7 月 18 日付最高商事裁判所幹部会決定第 51 号「著作権集中管理団体が参加する訴訟審理の際に発生するいくつかの問題について」)：

- 著作権集中管理団体が参加する訴訟については、著作権者の参加なしで審理を行うことができる。
- 著作権集中管理団体が特定の著作権者の権利保護(補償金の支払い)を目的

として裁判所に提訴した場合の案件審理について、被告が著作権者とライセンス契約を締結しており、その契約に従って被告が著作権を行使したと裁判所が判断する場合で、当該契約書中に補償金に関する条件が明記されていない場合、裁判所は当該提訴を棄却する。

- 著作権集中管理団体は、著作権者に有利な執行令状の申し立てをすることができ、またその執行を管理することができる。

#### **商標と原産地名称を巡る裁判**

2008～2012 年にかけて商標「Sarova(サロヴァ)」の権利者が原産地名称「Sarov(サロフ)」の権利者に勝訴し、この原産地名称は法的保護を失った。しかし、原産地名称の権利者は、当該商標の登録が登録関連規則に違反していたこと(地名から構成されている場合は商標登録できない)などを理由に、連邦知的財産局(ロスパテント)に対して当該商標登録の取消を申し立てた。ロスパテントは当該申し立てを棄却、2014 年 4 月 2 日、第一審としての知的財産裁判所もロスパテントを支持する判決を下した(事件番号第 SIP-357/2013 号)。当該判決を不服として、原産地名称の権利者は控訴し、2014 年 8 月 5 日、破毀審として知的財産裁判所幹部会が審理を行った。その結果、第一審における手続き上の違反を発見し、

再審のため第一審裁判所に当該案件を差し戻した。

### **知的財産裁判所、商標「Spartak」の第10類における登録を取り消し**

薬局チェーン「A5」を運営する A5 グループの「Stile Farma (スティリ・ファルマ)」(原告)がサッカークラブ・スパルタク(被告)を相手に、商品およびサービスの国際分類の第10類(医療用機械器具および医療用品)における商標「Spartak (スパルタク)」の不使用取り消しを請求した。原告は以前、「Sparta (スパルタ)」の商標登録を申請したが、ロシア特許庁は既存の商標「Spartak (スパルタク)」と類似しているため誤認混同する可能性が高いことを理由に当該申請を棄却した。原告はロシア特許庁の決定を不服として、サッカークラブ・スパルタクを相手に、知的財産裁判所の二段階(第一審および破毀審)で訴訟を提起、2014年8月5日、商標「Spartak (スパルタク)」の第10類における登録を取り消すことに成功した(事件番号第 SIP-85/2014 号)。

### **知的財産裁判所、現代自動車とソラリスバス & コーチに和解を示唆**

現代自動車は2013年、2011年からロシアで生産している乗用車用に「SOLARIS (ソラリス)」を商標登録しようとした。しかし、ロシア特許庁は既にバスの商標として「SOLARIS (ソラリス)」が登録されていることを理由に当該申請を棄却した。2013年8月1日、現代自動車(原告)は知的財産裁判所に対し、ポーランドの「SOLARIS BUS & COACH S.A. (ソラリスバス & コーチ)」(被告)が所有する商標「SOLARIS (ソラリス)」の不使用取り消しを請求した(事件番号第 SIP-68/2013 号)。被告は

「SOLARIS (ソラリス)」という文字と図形で構成されるロゴ商標を使用した証拠を裁判所に提出した。しかし、SOLARIS (ソラリス)という文字商標を使用した証拠は提出されなかった。そのため第一審では原告の主張が部分的に認められ、商品およびサービスの国際分類の第12類(乗物その他移動用の装置)における文字商標の登録を取り消す判決が下された。この判決を不服として被告が控訴した。2014年8月21日、破毀審としての知的財産権裁判所幹部会は、バスと乗用車は消費者層が異なるという理由で、両者に和解を示唆した。

### **法人の行政責任に関する法改正**

8月28日、2014年2月25日付ロシア連邦憲法裁判所決定第4-P号を実行するため、法務省により起草された法人の行政責任に関する法案が下院に提出された(2014年8月27日付指令第1644-P号)。本法案では、法人に対して、法執行機関と裁判官がロシア連邦行政違反法の関連条項で規定された金額より低い額の罰金を科す権利やその際の罰金の最低金額を規定する。法人の違反の度合いや財政状況などを考慮した上で行政罰を科すことができるようにすることを目的としている。

### **知的財産裁判所、知的財産権の登録と財産権の国家登録の関係性について見解を提示**

8月29日、知的財産裁判所は、知的財産権の登録は特別な性質のものであり、民法第4部により規定されなければならないとして、民法第8.1条「財産権の国家登録」は知的財産権の登録に適用されないとの見解を示した(2014年8月22日付知的財産裁判所幹部会決定第 SP-21/10 号)。

## 2. 今回の話題: 著作権と独占ライセンスの継承をめぐる裁判

～TV アニメ「ヌー・パガジー！」(日本語訳: おい、ちょっと待て) 事件  
(事件番号第 C01-530/2014 号)～

### 過去の経緯

ロシアで非常に有名な TV アニメ「Nu pogodi!(ヌー・パガジー!）」(日本語訳: おい、ちょっと待て!) は 18 人の著作者により制作された。1997 年に監督のコテノチキン氏と画家のルサコフ氏がオオカミとウザギ(当該 TV アニメの主人公)の共同著作に関する契約を締結した。

監督のコテノチキン氏は 2000 年に、画家のルサコフ氏は 2006 年に死亡したが、彼等の相続人は権利の配分に関する相談を行わなかった。2010 年、監督のコテノチキン氏とその他数名の著作者の代理で活動している「Studio 3K(スタジオ 3K)」が、玩具の製造業者「S-Trade LLC(エス・トレード)」とライセンス契約を締結した。この契約により、S-Trade(エス・トレード)がタイトル「Nu pogodi!(ヌー・パガジー)」と 18 回のアニメシリーズ中の台詞、プロット、キャラクター、キャラクターの形状や画像に関する独占使用権を獲得した。他方、画家のルサコフ氏の娘は個人事業主ソハツキー氏と同様のライセンス契約を締結した。

### 裁判に至る経緯

個人事業主ソハツキー氏は玩具販売会社「Alisa Enterprises(アリサ・エンタープライズ)」などと共同で、オンラインショップ(«www.alisatoys.ru»)で Nu pogodi!(ヌー・パガジー!)のキャラクターが描かれた子供用自転車を販売していた。

S-Trade LLC(エス・トレード)(原告)は、独占ライセンス契約に基づき、S-Trade LLC(エス・トレード)のみがオオカミとウザギを使用する権利を有することを理由に、100 万ルーブル(約 2 万 5,000 ドル)の補償金の支払いと当該自転車販売の禁止を求めて、玩具販売会社「Alisa Enterprises(アリサ・エンタープライズ)」など 3 社と個人事業主ソハツキー氏(被告)を著作権侵害で訴えた。

### 判決に至るまでの経緯

2012 年 2 月 7 日、モスクワ市商事裁判所(第一審)は、原告が自らの権利の範囲を証明できなかったとして、訴えを棄却した。同時に、被告は商標「Nu pogodi!(ヌー・パガジー!）」を、商品およびサービスの国際分類の第 12 類(乗物その他移動用の装置、子供用自転車を含む)と第 28 類(がん具、遊戯用具および運動用具)で商標登録したため、当該画像の使用権は自分にあることを主張し続けた。

2012 年 6 月 18 日、第 9 控訴商事裁判所(控訴審)は第一審裁判所の判決を支持した。しかし、2012 年 9 月 27 日、モスクワ管区連邦商事裁判所(破毀審)は本案件を第一審裁判所での再審の

ために差し戻した。モスクワ管区連邦商事裁判所は、原告に与えられた独占ライセンスの範囲を特定するために、監督のコテノチキン氏の相続人を法廷に第三者として召還すべきだとの見解を示した。

2013年8月15日、モスクワ市商事裁判所における2回目の審議で、同裁判所は原告の主張を部分的に認め、被告に対し商標の使用を禁止、補償金20万ルーブル(約5,000ドル)の支払を命じた。裁判官は、個人事業主ソハツキー氏が商標を登録内容通りに使用していなかったと説明した。登録された商標はNu pogodi!(ヌー・パガジー!)という言葉と様式化されたモノクロのオオカミとウザギの頭部であったが、当該子供用自転車にはオオカミとウザギの体全体が描かれ、かつ様々な縮尺でのデザインとなっていた。裁判官は、個人事業主ソハツキー氏は商標登録するにあたり、著作者全員から許諾を取る必要があったとの見解を示した。従って、裁判官はこのような登録は不正競争行為であり、権利の乱用であると判断した。

しかし、2014年2月26日、第9商事控訴裁判所(控訴審)は第一審の判決を無効とした。画家のルサコフ氏の相続人が裁判に加わり、第9商事控訴裁判所は第一審のルールで審理を行った。同裁判所は、TVアニメのキャラクター画像の独占的使用権は画家が有するとの見解を示した。この見解は実際の裁判実務に広く適用されることになった。同裁判所は同時に、キャラクターは画家のルサコフ氏と監督のコテノチキン氏により共同で制作されたので、今回のケースではその両者が画像に対する著作権を有することを強調した。

画家のルサコフ氏の相続人は、自らのみが画像の独占権を所有していることについて、破毀審に上告した。知的財産裁判所が破毀審として当該案件を審理した。2014年7月9日、同裁判所は、控訴審の判決は正しく、十分な法的根拠があるとの判決を下した。同裁判所は、共同著作者という体制は画家のルサコフ氏と監督のコテノチキン氏が生前に取り決めたものであり、彼等の相続人の権利を侵害していないことを強調した。

(取りまとめ:ジェトロ・モスクワ事務所、ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 ([www.tm-defence.com](http://www.tm-defence.com)) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。